

相馬市において船頭の仕事を請け負っていた申立人について、出荷制限により出漁不能な状態にあることに伴う就労不能損害の賠償が平成24年12月まで継続された事例（平成24年1月までは、前回の当センターでの和解において賠償済み）。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 就労不能損害

期間 平成24年2月1日から同年12月31日まで

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対して金2,200,000円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。但し、第1項記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名押印

し又被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月2日

(仲介委員 清水貴行)